

第7項 今後の緑化施策の課題

今後は以下の課題をふまえ、練馬区のみどりの保全と創出を推進していきます。

- 区内に残された練馬の風土に培われた樹林地について、PRなどにより保護樹林や憩いの森の指定をすすめ、さらに保全を推進していくことが必要です。また、特に重要な樹林地については、取得も想定し、特別緑地保全地区に指定することなどにより、保全を図ることが必要です。
- 農地を活用した区民が農とふれあえる場を増やすなど農地の保全・活用をしていくことが必要です。
- 昔ながらの練馬の景観を今に伝える、農地と樹林地が一体となった景観を、郷土景観保全地区の指定などにより、一体的に保全していくことが必要です。
- 区の緑被率を高めるよう、学校、道路、その他公共施設の緑化や、公園の整備などをさらに推進することが必要です。
- 宅地のみどりを創出するよう、既存の生け垣化や屋上緑化などに対する助成制度のPRなどにより、助成件数を増やしさらに宅地の緑化を推進することが必要です。
- 「環境軸ガイドライン」(平成19年6月 東京都)に沿って、白子川の河川沿いなどにおいて、厚みと広がりのある、連続するみどりの創出を図ることが必要です。
- 「第三次生物多様性国家戦略」(平成19年11月 国)に沿って、生物多様性の保全を考慮した、みどりの保全と創出を図ることが必要です。